

障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為
身体を縛りつけたり過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為
(例)

- ・平手打ち ・殴る ・蹴る ・つねる ・やけど ・打撲
- ・代替方法があるにもかかわらず、本人を乱暴に扱う(無理に食べ物を口に入れる、移動に無理に引きずる)
- ・**身体拘束**
(椅子やベット等に縛り付ける、行動を制限するためにミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める等)

出典:「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(厚生労働省H27.3月)

② 性的虐待

わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

性的な行為やその強要

- * 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。
- * 身体障害の場合でも心理的に抵抗できないことがあることに注意

③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
(例)

- ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・仲間に入れない、意図的な無視
- ・子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする
- ・罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」

④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、身体・精神的状況を悪化、又は不当に保持しないこと

- 養護者以外の同居人、事業所の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の著しい放置 ⇒ 見て見ぬふりも虐待となりうる
- セルフネグレクト
(例) 本人の食事拒否、本人の医療・福祉サービス拒否、ゴミ屋敷
本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば養護者等の虐待となることもある

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該
障害者から不当に財産上の利益を得ること

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使っ
たり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
(例)

- ・年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

○養護者、施設従事者等、使用者以外からの経済的被害

⇒43条 財産上の不当取引による被害の防止(相談・関係機関紹介)

● 通報は？

○通報義務 「速やかに通報しなければならない」

○通報は**守秘義務違反にならない**

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する
法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈して
はならない (16条、22条)

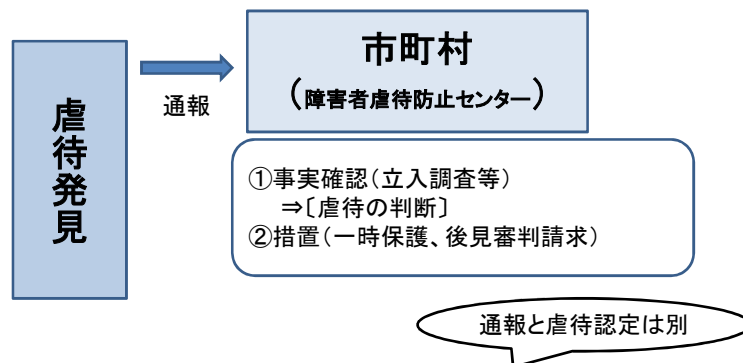
○**通報した職員は法律によって保護される**

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱
いを受けない〔施設従事者等、使用者〕 (16条、22条)

*ただし、虚偽、一般的に合理性のない過失によるものを除く

具体的スキーム

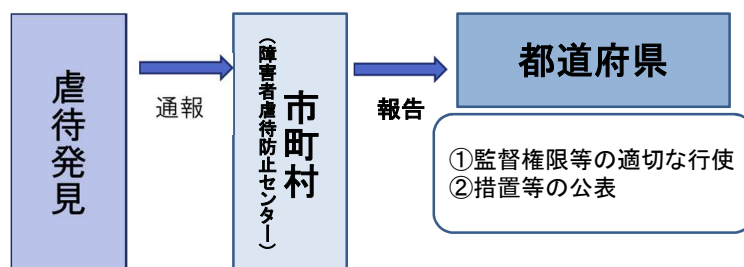
①養護者による障害者虐待



養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(7条)

具体的スキーム

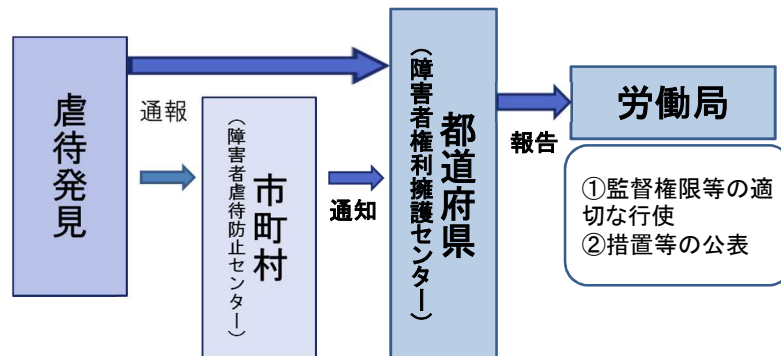
②施設従事者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(16条)

具体的スキーム

③使用者による障害者虐待



使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。(22条)

● 障害者虐待の判断のポイント

- ア 虐待をしているという「自覚」は問わない
- ・虐待者が気づいていない場合
 - ・しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案
- イ 障害者本人の「自覚」は問わない
- ・障害特性から認識できないことがある
 - ・本人があきらめていることがある
- ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

● 皆様へ

① 早期発見しうる立場にいる

養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待
いずれについても気づきを

風通しをよくすること、
第三者の気づきが大切！！

② 虐待者になってしまう可能性

“虐待の芽”に気づき、虐待が防止できるよう努めること。個人のみならず、組織としての取組みが重要



● 報告件数はどのくらいか？

滋賀県の障害者虐待報告件数

| | 養護者 による障害者虐待 | 障害者福祉施設 従事者等 による障害者虐待 | 使用者 による障害者虐待 |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
| 市町・県への 相談・通報件数 | 152件 (132件) | 83件 (59件) | 8件 (11件) |
| 虐待判断件数 | 65件 (71件) | 17件 (28件) | |
| 被虐待者数 | 65人 (71人) | 17人 (39人) | |

・H31.4.1からR2.3.31までの事例を集計したもの
・カッコ内については、前回調査(H30.4.1～H31.3.31)のもの。

●施設従事者虐待

・相談・通報者の内訳(複数回答)

H31.4.1からR2.3.31までの事例を集計したもの

| | | 本人による届出 | 家族・親族 | 近隣住民・知人 | 民生委員 | 教職員 | 相談支援専門員、他の施設・事業所の職員 | 当該施設・事業所職員 | 当該施設・事業所元職員 | 当該施設・事業所設置者・管理者 | 当該施設・事業所利用者 | 当該市町行政職員 | 警察 | 運営適正化委員会 | 介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等 | 成年後見人等 | その他 | 不明 | 合計(実数) |
|-------|----|---------|-------|---------|------|------|---------------------|------------|-------------|-----------------|-------------|----------|------|----------|------------------------|--------|------|------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R1年度 | 件数 | 20 | 15 | 0 | 0 | 0 | 14 | 8 | 5 | 8 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 3 | 83 |
| | 割合 | 24.1% | 18.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 16.9% | 9.6% | 6.0% | 9.6% | 0.0% | 6.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 2.4% | 6.0% | 3.6% | - |
| H30年度 | 件数 | 9 | 7 | 1 | 0 | 1 | 10 | 8 | 2 | 12 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 3 | 59 |
| | 割合 | 15.3% | 11.9% | 1.7% | 0.0% | 1.7% | 16.9% | 13.6% | 3.4% | 20.3% | 1.7% | 0.0% | 0.0% | 1.7% | 0.0% | 1.7% | 6.8% | 5.1% | - |

(注)割合は、相談・通報件数の総数(R1:83件、H30:59件)に対するもの。

通報者における

「当該施設・事業所設置者・管理者」12件(20.3%)

「当該施設・事業所職員」

H30

8件(13.6%)

8件(13.6%)

減少



R1

8件(9.6%)

8件(9.6%)

●マニュアル改訂について

- ・ 障害者虐待防止法の意義、障害福祉サービス事業書としての使命、障害者虐待を契機に再生した事業所事例、通報の重要性について追記(P5~P7)
- ・ 障害者福祉施設従事者による障害者虐待類型(例)について修正(P9~P12)
- ・ 通報後の通報者の保護について追記(P14)
- ・ 虐待を防止するための体制について「運営責任者の責務」「事業所としての体制整備」「虐待防止委員会の役割」「通報手順」についての記載を追記、充実(P15~P20)
- ・ 「虐待が疑われる事案があった場合の対応」について「個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割」を追記。(P30)
- ・ 「身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて」について肢体不自由の利用者について適切なベルト類の使用等について記載(P36~P38)
- ・ 「やむを得ず身体拘束を行う3要件」について、3要件全てを満たす必要がある旨を追記(P35)
- ・ 「身体拘束・行動制限を止めた例」について追記(P38)
- ・ 「行動障害のある利用者への適切な支援」について「強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと」「強度行動障害支援者養成研修があること」を追記し、前手引きで記載されていた「具体的な対応」を削除(P39~P41)
- ・ 「職場内虐待防止法研修用冊子」の内容を充実し、研修資料として活用しやすいように別冊化。